

第4回
農業委員会に関する懇談会
議事録

農林水産省 経営局

第4回「農業委員会に関する懇談会」議事録（未定稿）

日 時：平成15年 2月25日(火)14:00～16:30

場 所：農林水産省三番町分庁舎大会議室

八木座長 それではただ今より、第4回農業委員会に関する懇談会を開催させていただきます。

本日は、今井委員、児島委員、笹崎委員、野村委員の4名の方が所用のためご欠席となっております。

それでは、早速でございますが、議事次第に沿いまして議事を進行させていただきたいと思っております。まず最初に本日の資料の説明を佐藤構造改善課長からお願いいたします。佐藤課長 それでは、本日配布いたしております資料につきましてご確認いただきたいと思います。配布資料一覧でございますように、資料1から2、それと参考資料というのが1から5ということで番号が振ってあるかと思っております。それと別途、番号を振ってございませぬが、「農業委員会系統組織の組織・業務の概要」という分厚い資料があるかと思っております。これは前々回配布したもので、また本日何か議論のときにご参考になるかと思ひまして、そこに配布してあるわけでございます。すべて行き渡っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の会議の進め方でございます。本日は、前回までの議論をベースに、今後の報告書を取りまとめるための基本的な枠組み、骨子をご議論いただければと考えております。具体的には、これまでの検討事項の中間整理（案）や委員提出ペーパー等をもとに事務局で整理いたしました資料1の「農業委員会に関する懇談会」取りまとめ議論に向けた論点メモ（案）、それと資料2をご説明し、これらをもとにご審議をいただければと考えております。会議はおおむね4時半ごろまでを考えております。

それでは、資料1、2につきまして西岡首席企画官から説明させます。

西岡首席企画官 西岡でございます。それでは、ご説明をさせていただきます。先に参考資料1から5を簡単にご説明したいと思います。その後、資料1、2をご説明したいと思います。

参考資料の1は、前回は第3回の会議で提出させていただきました資料でございます。これは11月に行いました検討事項の中間整理に委員のご意見をお入れしたものであります。基本的にはこれが一つのベースになりながら、後ほどご説明します資料1に反映されているという形でご理解いただければと思います。

それから参考資料の2でございます。これはこれまでの3回の懇談会における委員の方々の指摘事項をそれぞれ骨子立てに即しながら事務局のほうで整理させていただいたものでございます。

その中で、後ほどの議論ともちょっと関連しておりますが、1ページ目の2の活動のあり方のところで 今後の活動の方向ですが、大きく2点の論点が出ております。農地法等にかかわる活動を重視・重点化すべきというご意見と、もっと幅広い地域農業の課題にかかわる活動という形で行っていくべきではないかという2点のご意見が両論的に

出てございます。

3 ページ目でございますが、委員の選出方法のところ、これも長年来ご議論いただいているところですが、ここについても公選制の是非にかかわるご意見も、現状を基本的に維持すべきというご意見と見直していくべきというご意見、両論出てございます。この辺も後ほど少しご議論いただければということでご紹介いたしました。

参考資料3は前回の議事概要ということでお付けしております。

参考資料の4でございます。全国の農業委員会の事務職員、事務局長なりで構成される職員協議会というのがございますが、2月の14日に各ブロックの役員の方々がお集まりいただいた機会がございましたので、せっかくの機会とうことで、われわれも出向きまして、基本的に中間整理の項目に沿ってご意見をいただいたということです。農業委員会の事務局長さんの各ブロックごとのご意見という形で、きょうのご議論の参考に供せればということでお出ししております。

例えば、役割のところは、470万haの優良農地の確保の指摘なり、あと活動につきましても政策浸透と地域農業者の声の積み上げというような点、それから市町村部局で農業委員会の業務はやれるのではないかとという点も、3条許可が書類審査だけに終わってしまうのではないかとか、農地基本台帳の実質的な整理も市町村部局だけでは行えないというようなご意見なりも出ております。それから委員会の組織のあり方も、スリム化は必要であろう、ただ法令業務だけで一義的に判断するのはどうかというようなご意見とか、選任委員の対象範囲も重要ですが、むしろ相互交流が必要ではないか。あと公選による点も、選挙委員の意気込みと選任委員との差を指摘するような声。さらには2ページ目で、むしろ農業委員の被選挙資格のあり方についても議論すべきというようなご意見もいただいております。合併への対応につきましては、地区担当制なり、かなり委員が減るということでそういうものの重要性なり、あとそういう具体的な活動で地域農業者の協力を得ないとなかなか体制上進みがたいというようなご意見なりをいただいております。

最後、参考資料の5でございます。これは先週の金曜日に閣議決定いたしまして、いま国会のほうへ提出されている農業経営基盤促進法の一部を改正する法律案の概要で、今回、経営局のほうから出させていただいている法案の概要でございます。基本的には構造改革の加速化ということで、次のページにございますが、ポンチ絵的にこの課題として大きく3つ挙げております。経営の法人化、農用地の利用集積、遊休農地の解消、いずれも農業委員会に直結する部分の業務がございますけれども、この内容につきまして、1つはそういう農業生産法人の構成員要件というところで特例措置を設けるという点、それから集落営農組織の位置づけ、遊休農地の解消と利用集積のために、この部分については農業委員会が主体的に動く部分ということで、特に遊休農地の指導を受けた後の実質的な解消運動なり集積ということで、制度および予算で政策拡充していきたいというような内容でございます。

一応以上が周辺の参考資料でございます。

それでは戻りまして資料1について順次ご説明したいと思います。これは次回以降、報告書のご審議をいただく場合の基本的な骨子といたしますが、大きな枠組みについて事務局のほうで整理をさせていただいたものでございます。

1 ページ目でございますが、ローマ数字の「はじめに」と、ローマ数字の、この部分につきましては、1 月に出しました先ほどの中間整理の内容をそのまま淡々と記述してはどうかということで簡単に触れてございます。いずれにしても、そういう制度の基本についての見直し、検討が必要であるというところで、特に見直しの検討の必要性のところでは、農業委員会については各方面からいろいろな論点、課題が出されているわけですが、農業委員会がそういう農政の喫緊の課題とニーズに適合して本当に役割を発揮し得るのかという部分についての根本的な検討というものがまさしく求められているという状況でございます。

ローマ数字の ですが、ここからが「活動・組織のあり方の見直しの基本方向」ということで、まず役割のあり方です。まず役割の検証と改革の必要性というタイトルにございますが、まず今日的役割の検証ということで、アンダーラインを引いてございますが、1 ページ目の一番下から 2 ページ目の上 2 行でございますが、ここは基本的には農業委員会制度創設時の基本的考え方ということで、農業者の創意と自主的な協力で総合的に解決していく民主的機関を行政委員会として設置するということが制度創設の基本的理念であった。その考え方に沿って、いわゆる法令業務の権利移動調整を行う行政機関としての役割と構造政策推進機関という 2 つの役割を担ってきているということを整理してございます。

その上で、農業委員会をそういう役割のもとで設置されている意義について、ここに 5 ~ 6 行書いてございます。ここにございますように、優良農地の確保、農地集積などは、国の農業構造政策の直接的な事項でございますが、そういう業務を法令業務で行う場合にはやはり公選制の下で地域農業者の信任を得た農業委員が主体となって、客観的・公平に業務を行っていただくという役割が一つある。それと、構造政策の推進機関としては、権利移動を特に構造政策で小さい農家から大きい農家へ移していくということで、かなりこれは土地処分という農業者の財産権に直接及びますし、地域農業構造を変えるという意味で直接地域農業の利害に関係するという業務ですけれども、そういうものを特に全国的な統一と整合をもってやっていただくためには、いまの農業委員会組織というものが効率的、効果的に行う上で必要であるというような考え方に依拠してつくられてきたということが言えるのではないかとこのように整理をさせていただいております。

ただ、しかしながら、「一方」ということで、地方分権なりでご議論いただいておりますように、いわゆる市町村部局では担えない部分をちゃんと担っていただいているという声なり、そういう地域農政の調整なり推進、意見のくみ上げということで評価していただいている声もあるわけですが、一方で地域によっては市町村部局でやれるのではないかと、必置の必要性はないのではないかとのご意見もいただいて、評価が分かっているという実態にあるのではないかとこのように考えられます。

こういう経緯と現状の評価を踏まえて、そういう役割と設置の今日的妥当性、必要性を改めて確認、検証する必要がある今後の改革の方向を明らかにすることで重要ではないかということを提起しております。

その上で、今日的役割という観点でとらえた場合、事務局のほうでアイウエオということにとりあえず挙げさせていただいております。この辺も後ほどのペーパーとの関係

でご議論いただければと思いますが、一つは優良農地の確保とその有効利用、あとは構造政策の農地集積の加速という課題、さらには構造改革特区もございませし、農業生産法人の今回の基盤法の改正案との関係もございませが、株式会社の参入なり、都市住民の農地取得などのニーズの多様化への対応ということで、農地とのかかわりが相当、従来の農業者以上に広がってきているという中で、農地のチェック機関というところからの農業委員会の積極的関与というものが今日的役割として取り上げられるのではないか。

それから、これも従来の農業委員会の業務として重要な政策浸透と、特に農村現場や担い手の、地域全体というよりもむしろ担い手の個別の課題のくみ上げという点があるうかと思ひます。

オも、これも体験農園とか市民農園とかご議論いただひておひませが、地域参加、都市と農村の交流というような観点での農地を多面的に使ってひく。認定農業者への農地集積の一方で、こういうニーズなりにかかわってひく。

これらの農地の今日的政策課題に対して、一つは農地が地域的に偏在するなり地域性があるという点と、一度開発すればもとに戻らないという非代替性があるという点、こういうある意味では非常に重要な国民共通の財産という農地を考へてみた場合には、行政でやれるんではないかという声もあるわけですけれども、果たしてそれだけで足りるのかというような点を考へた場合には、やはりそういう農業者の自主的管理なり方向づけという、自主性、主体性という部分がより効果的な側面があるのではないかという点。これは当初の制度創設の理念の中にもあるのだと思ひのですけれども、その辺を改めて今日的課題に即してブラッシュアップしてひく必要があるのではないかという点で整理しておひませ。

そういう観点でとらえた場合には、農業委員会の設置というものが政策上もそういう意義を今日的にまだ有しているのではないかというような整理をとりあへずしてござひませ。この辺は後ほどまたご議論いただひければと思ひておひませ。

それから下の3行ですけれども、「一方で」ということで、そういう政策上の意義づけがあり得るとして、実際の活動・組織はいままでご議論いただひておひませようなさまざまな問題点を抱えているというところで、やはりそういう活動・組織全般の改革というものは当然必要であろうというふうに整理してござひませ。

その場合に、3ページ目でござひませが、今後、重視なり重点化すべき役割は何かという点でござひませ。農業委員会は2つの大きな役割を担っているわけですが、法令執行機関の観点からは、委員の中からもご意見をいただひておひませが、法令業務の厳正・的確な運営という本来業務といひませか、そういう部分をきっちりやってひくべきであるというご意見がござひませ。一方で構造政策の推進という点では、ここも委員の方々から、個性ある地域農政・地域農業振興、担い手育成等、こういうものを主体的・能動的に担う実施機関、活動機関として動いてひくべきだということ、大きく分けて2つ求められておひませ。

前者は主として農地にかかわる問題でありまして、後者はむしろ人と地域、地域農政、担い手という点で、完全に一致しない、異なる面がござひませ。そういう場合に、今後、機動性なりスリム化が求められる中で、どちらの役割をより重視して活動を重点化してひくべきかという点、この点も一部、総花的といわれる中で、もう少しはっきり基軸を

打ち出していく必要があるのではないかという点で、この辺もご議論をいただければと思っております。

(3)で市町村の立地条件等に応じた活動・組織の運営につきましては、農業委員会の活動の評価には、先ほどありますように差が生まれているわけですが、その一つの要因としては、そういう都市近郊から山村まで、非常に地域特性、立地条件に差があるという中で、全国必置というもとで、そういう内容なり運用体制にこれらの地域差が十分生かされてきたのか。そういう部分で、必置規制のもとで公職的なそういういろいろな部分があったのではないかとということもあるのではないかとこのように整理させていただきます。

今後は、もう少しそういう市町村の立地条件などに応じて弾力的な活動なり運営が可能となるように、一つはそういう業務を絞り込んで、総花から重点化を図るという点、さらには後ほど出てきます必置基準なり委員定数なり委員構成についても見直しをしていく必要があるのではないかという基本的観点をここで提示させていただきます。

その上で具体的な活動の見直しの方向が2でございます。そういう点で、(1)でございますが、絞り込むとした場合には、農地なり担い手をめぐる地域の課題に絞り込んでいってはどうかという点でございます。アンダーラインにございますように、そういう観点に立った場合に後ほどご説明しますが、農業委員会は任意業務を中心に相当幅広い業務を法律上も掲げております。その中で、農業技術の改良なり農作物の病害虫防除なり、農業・農村振興計画の樹立なり、任意業務も相当多数掲げてございます。そういう点について、特にそういう今日的な業務の実態と必要性を考えて、見直しをして重点化していく必要があるのではないかという点を整理させていただきます。

(2)でございます。(2)は担い手への農地集積活動の重視ということで、これも構造政策とかかわるわけですが、従来、農業委員会活動の中では「土地と人」という当然両方を足し合わせて地域密着活動ということで、地域全体をとらえる活動を重視してきたわけですが、現下の喫緊の課題と申しますのはやはり構造改革なり経営体の育成という、特に米改革を契機に構造改革を加速しなければいけないという状況では、やはり担い手への農地集積に特に焦点を当てていくことが重要ではないか。

その際に、先ほども経営基盤法案のところでご説明しましたが、具体的に農業委員会が実質上活動する仕掛けを制度上用意する中で、農業委員会が主体的に具体的な活動にどんどん入っていかなければいけないという部分がこの問題意識として整理させていただいております。

(3)でございますが、現場段階での総合的な農政推進体制づくりへの参画ということで、ここも一つは業務重複と関係機関の連携不十分というご指摘をいただいております。その対応としては、やはり農業委員会が担うべき分野、先ほどとの関係もございしますが、そういう分野を現場段階ではっきりさせていくという一方で、やはり現場段階でのそういう再編なり組織の再編なり組織づくりをやっていくべきというご意見もいただいておりますので、そういうものに農業委員会が参画していきながら、前回でもご案内いただいたような、例えば窓口の一元化なり、農業委員会段階なり市町村段階での窓口ワンフロア化なり、あとは土地改良区との連携なりという点を考えていってはどうかというふうに整理させていただきます。

(4)でございます。建議・答申等の活動でございます。これも委員の方々からかなり建議・答申活動の重要性をご指摘いただいておりますし、これ自体、農業委員会組織の独自性を規定する活動の一つだというふうに考えられるわけですが、実態上を見ますと、活発なところは活発ですが、やっていないところはやっていないということで、ここも相当地域差があるということ。さらに、総論的な運動といいますよりは、活発なところはすぐれて地域内の農地なり農業に対しての意向をきっちりつかまえて、それを具体の政策に反映するという動きをご紹介いただいているということもありまして、むしろ農政全般的といいますか、一般的な政策要望の浸透、くみ上げではなくて、もう少し地域固有の課題に着目する。その場合も農地と担い手ということに着目して、むしろ政策提案と実践型のものにもっと見直していくべきではないかという点でございます。

(5)でございますが、地域参加・都市交流型の活動による農地の多面的利用の促進。これも基本的には農業委員会は、ご案内のように、農業者の代表者を主体とする行政委員会ではありますが、委員の方々からもご案内がありますように、市民農園なり体験農園、農業体験学習など、地域とのかかわりが高まっているという中で、ここも委員の中から本来業務との兼ね合いでご意見が一部分かれておりますが、農業委員会の法令業務の執行と構造政策の推進機関としての基本的使命が当然ある枠組みは大事にしなければいけないだろう。その範囲内であるということで、これも「必要に応じて」というのは地域のニーズに応じるという趣旨でございますが、教育委員会なり商工会なり消費者団体、NPO、民間企業など、そういう関係機関との協力関係を実態的に構築していく。その中で農地の多面的利用をやっていくということも考えられるのではないかと整理しております。

(6)は情報の受発信力の向上でございます。法令業務にかかわる内容は、総会も含め、法令上公開という措置を講じて制度上措置されているわけですが、一方で任意業務の政策情報なりは必ずしも担い手等に十分役立つ形で提供されていないという問題があるのではないかとこのところで、これにかかわる改善策としては、地区担当制の導入なり、担い手の意向の定期的把握なり、関係情報の共有化などという観点に努めることが重要ではないかと整理してございます。

(7)でございますが、事業評価、外部評価の推進ということで、活動の総花的という指摘と、当然厳しい行財政事情のもとではメリハリのある活動をこれからさらに求められるという中では、農業委員会は農業者主体ということもございまして、どうしても外からの評価という部分がしにくいということもございまして、任意業務を中心に第三者評価的なものを、外部の意見を客観的に受け入れながら事業を見直していくというプロセスが必要ではないかと整理してございます。

5ページ目でございます。農業委員会組織の見直しの方角でございますが、必置規制のあり方、これについては当然農業委員会の役割・意義と密接不可分ということでございまして、前で整理しましたように、農業委員会の役割を農業政策上、今日的に意義があるというふうに整理する前提であれば、現行の農業委員会の必置規制の基本的考え方は維持されていくことが重要ではないか。ただ、一方で業務と組織の活動実態について相当の地域差があるということ踏まえれば、組織のあり方については基本の枠内で可能な限り市町村の実情等に応じて選択肢を広げていくという視点で見直していく必要が

あるのではないかとというふうに整理してございます。

その中で考えられるものとして、(2)で必置基準面積等の見直しがございます。農業委員会は、ご案内のように、原則、市町村必置でございますが、それは当然農地が一定量賦存しているということが前提でありまして、そういう政策的妥当性のない地域まで制度が求めているものではないというのはご案内のとおりでございますが、そういう観点で小規模農業委員会には置かないことができるという整理がされております。

今後、特に市町村合併が相当の規模で進展するということが考えられるということと、精査していきますと、現行、都府県の90ha、北海道で360haという政令基準がございますが、その処理件数なりを見ますと、それ以上の農地面積がある市町村でも相当法令業務の処理件数なりが小さいものがあるということ。さらには、先ほどのそういう市町村の政策遂行にかかわる選択の機会を増やすというような観点を考えていった場合には、当然優良農地の確保とか構造政策上の必要性のチェックというのにはございますが、その辺の実態を踏まえて必置基準面積の引き上げ等の見直しを行う必要があるのではないかとというふうに整理してございます。

(3)は小規模農業委員会の廃止も含めた設置の見直しの推進。これにつきましては、現行140弱程度の、いまの政令基準以下の農業委員会がございますが、少なくとも各農業委員会には自分たちの設置の意義なり必要性について検証なり確認を求めるという趣旨も含めて、廃止を含めた設置の見直しというものを行政組織、系統組織挙げて進めていかなければいけないというふうに整理してございます。

(4)は広域連携でございますが、さはさりながら、小規模で残るところが中心でございますけれども、そういうところの行政区域界に特に不法投棄なりがよく行われるという実態もございますので、そういう不法投棄の問題。ほかには担い手が市町村を越えて実質上は農地集積が進んでいるという実態。あとは、新規就農者の受け入れ、これも具体の取り組みとして広域的に窓口を設置して地域にアピールするという動きもございますので、そういう具体的な取り組みを広域連絡協議会という、いまできている受け入れの中で進めていくことが重要ではないかとというふうに整理してございます。

(5)でございますが、市町村合併を契機にした活動・組織の見直しということで、農業委員会はご案内のように、原則、1市町村1農業委員会になるように運営しております。今後、合併が進んでいった場合には相当農業委員数が減るであろう。それに伴って各委員の活動の広域化が見込まれるという中では、農業委員の活動を実務面で支える協力体制。委員の皆様から出ています協力員的なものを措置し得ないかということが一つ課題としてございます。

あとは、特に大規模な、10市町村なり相当大きな規模での合併が今後、数万ヘクタールに及ぶような農地面積の市町村も出てくるという中で、そういう場合の、いま大規模農業委員会は複数設置の基準がございますが、その基準が合併後も妥当なのかどうかの検証が必要でございます。大規模な農業委員会ができた場合の現行の政令で定めています委員定数の階層基準も見直していく必要があるのではないかとというふうに整理しております。

6ページ目でございますが、(6)で委員定数の見直しでございます。これもご案内のように、農業委員は基本的には制度の発足の経緯から集落代表的な、一定の地縁的広

がりの中で公選制で選出されているわけですが、実態上、ここにありますように、有権者数、農業就業者数が相当減っている。農業委員会数の3割が法定下限、特に選挙委員は下限に張りついているという実態。農家戸数が数十戸しかないようなところにも法定下限の10人の選挙委員が張りついているというような実態も、一部であります。実態があるというような点を考えますと、やはり組織のスリム化なり適正化のためには、一つは現行の組織の適正化の取り組みを一層推進することとあわせて、小規模農業委員会にリンクした形で、例えば法定定数の下限を引き下げるといふこと。さらには、もう少し広く考えて、市町村の実情に応じてそういう規模とリンクしない形で委員定数の弾力化も考えられないかというような点について見直し、検討していく必要があるのではないかというふうに整理してございます。

(7)の委員構成等の見直しについてであります。農業委員の一つは高齢化している。あとは、女性や認定農業者等の参画も進みつつありますが、水準が低い。法人関係者の委員も非常に限定的にしか含まれていないという点。さらには、団体推薦の農協と共済につきましては、1県1農協とか1県1共済組合というような形が全国的にも見られるようになりまして、かなり市町村区域界とこれら団体の活動区域が異なってきたことに伴って、農業委員にこういう団体推薦がいまの要件でしにくくなってきているという問題がございます。そういう点なり、あとは前で述べました土地改良区との連携強化というような課題がございます。

したがって、今後は団体推薦委員については、いまは農協なり共済は経営管理委員または理事に限定されているわけですが、それ以外の推薦という仕組みが考えられないかどうか。さらには、土地改良区からの推薦の可能性という点が論点としてございます。

それから議会推薦につきましては、ここも地域農業を客観的に判断できる有識者なり、先ほど農業経営基盤強化促進法の改正の概要で生産法人の出資の特例の措置をご案内しましたが、当然これからはそういう農業生産法人の出資なり構成内容についても農業委員会がそういう許可権限の行使に当たってチェックしていかなきゃいけないし、かなり専門性が求められてくるというような点での専門家の登用なりが検討されなければいけないのではないかとということで、いずれにしても現行の選任委員の範囲、先ほど言いました構成定数の水準そのものについても見直しを考える必要があるのではないかと。あとは、女性農業者なり担い手、経営法人の一層の参画も必要であるというふうに整理しております。

それから、定年制につきましてもご議論いただきましたが、これは両論いただいております。農業委員会制度は公職選挙法を準用し公選制を前提にした制度でございますので、それを前提にすれば、現行のもとではその制度で、委員の定年を法律内で縛ることはできない。これは議会なりも含めて、すべて同じルールだということでございますが、その一方で具体的には運動論としての若返り運動や、一部の県で報道されているような、多選を申し合わせるという点も、そういうような実態的な取り組みを考えていくべきではないかというふうに整理してございます。

(8)の委員の選出方法でございますが、これもご議論いただいて、先ほどもご紹介しましたように、公選制が必要であるという意見と見直しが必要という両論をいただい

ております。農業委員会は公選が基本の上ですべての形ができ上がっておりますので、それが役割を実態上担っているということであれば、直ちに公選の見直しを結論づけるということは難しいのではないかと。

ただ、その一方でこれだけいろいろ課題を提起されているということを見れば、当面は先ほど申しましたような選挙委員の定数の見直し、さらには選任委員の範囲の見直しをやっていく中で、運用改善的な観点で対応する方策と、あとは公選制の検証ということをやりながら、今後の課題としては、例えば公選制にかわって農業者としての代表性を確保した上で市町村に任命制的なものを委ねることが可能であるかという観点も含めて、公選制のあり方を検討していくことが必要ではないかというふうに整理しております。

農業委員の資質向上についてもご議論いただいておりますが、この部分につきましては、実践的な研修なり、例えば農業委員は地域代表という側面を持っておりますが、先ほどの法人なり担い手の意向把握なり、実は地域代表と申しまして、実質上は農業者が相当多様化して、一律には論じられなくなって久しくなっている。その中で地域代表性という視点だけでいいのかという問題意識の中で、分野別、例えば担い手育成なり、新規就農担当なり、これも実態的な活動にかかわる部分ですけれども、そういう分野担当制というような考え方ができないかどうか。さらには、そういう農業委員以外の専門分野の方も、仮に選挙委員として登用できなくても、アドバイザーとして意見を聞くような仕組みが考えられないのかという点を取り上げてございます。

最後に4の財政基盤のあり方でございますが、これについても地方分権改革推進会議なり経済財政諮問会議から一般財源化も含めて検討すべしという提案をいただいております。一方で地方公共団体アンケートでは両論があるというような状況でございます。

農業委員会の交付金は、ここにありますように、時々々の財政事情に左右されないという形で、法令業務の遂行と、最終的には国のかかわる行政処分、是正指導の実効性を確保するためには、一般財源ではそこは十分ではないのではないかとということで、こういう政策的必要性に基づいて措置されているものであります。けれども、先ほど申しましたように、農業委員会の役割、必置規制と財源とは表裏一体の措置であろうということであれば、役割と必置規制について一定の見直しは必要であるわけですけれども、その基本は維持されるという基本的観点に立てば、交付金の基本的な枠組みは維持されることが重要ではないかというふうに整理しております。

ただ、一方で国、地方公共団体の行財政のスリム化は避けて通れない課題であるということも明らかですので、今後、特に市町村合併なりで相当委員会数なりも減っていく、委員数も相当削減を求められるという中で、そういう組織のスリム化なり効率化に沿った縮減というのは受け入れていかざるを得ないのではないかと整理をさせていただきます。

また、それ以外の点といたしまして、現在、交付金の配分が政令に基づいて配分されているわけですが、今後、市町村合併が相当進んだ場合に、そういういまの配分基準がそぐわない点が出てくるのではないかとという点で、交付金の配分基準の見直しができないかという点を提起するとともに、先ほども出ておりますが、農業委員会の自らが企画立案して、各事業を主体的に取ってくるという観点、国からの補助金という観点もご

ざいますが、むしろ行動する主体が自ら必要財源を取ってくるぐらいでなければ、なかなかすぐ国からというような形にも至らないのではないかというような点を整理してございます。

いずれにしても、そういう制度改正も含めた改革のプロセスを行政と系統組織が一緒になって進めていく必要があるというふうにとりあえず整理させていただいております。

資料の2でございます。これも、取りまとめ議論に向けてこの場でまとめていただくに当たって、いろいろ議論なり整理をする中で、特にご議論いただけないかという点を事務局で整理したものでございます。

1点目が、先ほども申しましたが、農業委員会の役割・設置の今日的意義づけをもう少し明確にする必要があるのではないかという点でございます。特に、先ほど出しておりました今日の理念なり課題がそもそもああいうものでいいのかどうか。そういう部分について、その理念なり具体的課題に照らして、本当に農業委員会が行政とは別に全国規模で必置される必要があるのかという点を、まとめていくに当たってもう一度ご議論をきっちり、ここはある意味では基本の基本ということもございまして、ご議論いただけないかという点でございます。

2点目が、先ほども申しましたが、重視・重点化すべき役割のところ、「農地」と「人と地域」という部分で、両者は当然切り離せない部分があるわけですが、一方で活動の重点化なり組織のスリム化が求められているという中で、その場合の役割と分野をもっと明確にしていく必要があるのではないか。その場合には、この論点メモでは、地域農政運動とかいろいろなご指摘があるわけですが、基本的には農業委員会というものが農地をめぐるところに収斂していくんだとすれば、農地をめぐる担い手と地域の固有の課題というものに絞り込んでいくべきではないかというふうに整理しておりますが、この点についてどう考えるか。

この点について、任意業務の見直しをしていく場合に具体的に、後ほどご説明しますが、どういう分野を考えていくべきかという点もご議論いただければと思います。

3点目の委員の構成と選出方法につきましても、これも両論出てございますが、特に委員の方から公選委員と推薦委員に意欲や意識に差があるというような声がある一方で、むしろそういう公選の弊害を推薦委員の運用改善なりで対応していくべきという声がございまして、その辺の部分はどういうふうに調和させていくかということで、特に推薦委員の範囲なりを見直していく場合に、具体的な推薦手続きなりも含めて、具体的方策としてどのようなことが考えられるのかというような点がございます。

それから公選についてであります。これも具体的にそういう地域農業者としての代表性を確保すること、これは前回の研究会でもこういうことが指摘されておりますが、この辺を、では具体的にどういう方法が考えられるのか。前回の研究会でも、推薦制なり、例えば団体推薦的なものを行政が任命なりオーソライズしていくというような手法も議論になったわけですが、その辺もどう考えるのかという点をご議論いただければと思います。

それとの関連で、2ページ目と3ページ目にA3で事務方のほうで整理したペーパーを、ちょっと時間が長くなっておりますが、ご紹介したいと思っております。

1ページ目の部分が農業委員会、市町村農政部局、農協、土地改良区、地域農業改良

普及センターということで、基本的には市町村の現場段階での各行政機関なり関係団体の業務の概要を整理しております。

農業委員会は、法令業務、任意業務として整理しておりますが、市町村農政部局との関係では、特に市町村農政部局は農業の振興なり優良農地確保、両方かかわっているわけですが、さらに各種計画・事業の立案、実施なりを行っていくという中で、特に農地関係業務は当然法令業務、農業委員会とのオーバーラップなりしてくる部分がかかなりあるという点がございませう。

それから任意業務の中で、先ほど申しましたように、農業委員会は、農業技術の改良なり病虫害防除なり、経営の合理化なり、具体的には簿記なり青申なりをやっているわけですが、これらについては地域によっては農協で営農指導なり、ここでは農産物販売の先行投資というふうに書いておりますが、実態的にはかなり幅広く経営指導なりが行われている地区もございませう。

あと、地域農業改良普及センターでは経営診断なり経営改善計画の策定支援なりにかかわって、そういう経営の中身のチェックなり指導も行われている。特にそのあたりが一部業務内容的に重なっている部分があるのではないかとという点で整理をしてございませう。

2 ページ目でございますが、2 ページ目は法令業務と任意業務につきまして、左のほうに農業委員会法の法律の関係条文と右のほうに主な業務を実態的なものとして整理させていただいております。法令業務といいますのは、農業委員会専属的業務、農業委員会の法律と、他の個別法で明記されている専属業務でございますが、それ以外に任意業務がこれだけ幅広く整理されております。

右の欄を見ていただきますと、流動化なりいろいろなあっせんというものも、この辺のまさに任意業務の代表例として整理されております。

そのほか、新規就農者の農地相談なり、あと3号業務で農業・農村の振興計画の樹立に関する事項というのがございませう。これは制度上は農業委員会みずからも計画樹立を行うわけですが、現実のいまの実態の活動割合を見ますと、ほとんどの場合は市町村策定の協力というような形で、計画策定に農業委員会が一部かんでいるというのが実態ではないかということでございます。

それから、農業技術の改良なりも、先ほど申しましたような、一部地域では結婚相談なり家族経営協定なり、農業者年金の業務受託もこの業務で読んでいるという実態でございます。

あとは、調査ものなりもいろいろ全国ベースを中心とする調査なりを受けて行っています。あと一部作況調査なりをやっている地区もございませうが、こういう実態にございませう。

あとは、任意業務と一部固有的な部分がある6条の3項のいわゆる建議・答申という業務がございませう。

以上、大変長くなりましたが、ご説明させていただきました。

八木座長 それでは、いま事務局のほうから説明いただきました資料1の「農業委員会に関する懇談会」取りまとめ議論に向けた論点メモ（案）に沿って議論を進めてまいりたいと思います。それぞれ項目に沿って進めてまいりたいと思いますが、もう一つ資料

2で議論を深めるべき論点ということで3点ほど、事務局のほうから参考メモが出されております。最初に資料2の参考メモのほうをご議論いただいて、その後、資料1のほうの論点メモの各項目ごとにご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最初に資料2の参考メモの1、農業委員会の役割・設置の今日的意義づけの明確化と、2の今後、重視・重点化すべき役割、この1、2をあわせてご意見をいただければと思っております。どうぞご自由にご発言いただければと思っております。よろしく申し上げます。

宮崎委員 まず、担い手というのはどういう担い手をこの場合指しているのか、例えば認定農家とか農事組合法人とか、国が農業政策として進めようとしている、そういう担い手を指しているのか。あるいはまた、リタイアされた方々が就農するとか、兼業農家であって、農業を休日とか余暇の時間にやっているそういう担い手とか、多様な担い手をも指しているのか。それによりまして、農地の問題とも当然かかわり合ってくるわけです。認定農家とか農事組合法人ということで農業委員会が、例えば権利移動とかを考えていけば、小面積を取得してリタイアされた方が農業を営むとか、新規の就農者とかの問題につきましては、農業委員会とすれば消極的な形での対応として考えざるを得ない。特に、中山間地域におきましては、現実としましては多様な担い手が農地を守っているわけで、担い手という言葉はどういうふうに考えればいいのか。

八木座長 事務局のほうから答えていただきますが、むしろ宮崎委員のほうから積極的にご提案をいただければと思っております。

宮崎委員 私はやはり農地を守っていくというのは、これからは多様な担い手がいないと守れないと思っていますし、日本の農業の形態はまさにそういう形態であると思っております。棚田の問題にしましても、棚田を認定農家なり農事組合法人が守るなんていうことはあり得ないことでもありますので、やはり担い手としては多様な担い手を想定して、それに農地というものが当然関係してきますから、考えていくべきではいかと思っています。

佐藤課長 いまの宮崎委員のご質問なんですが、資料1の2ページをごらんいただきたいと思っております。担い手ということの意味かと思っておりますが、2ページの中段以降に「上記の考え方の下でその役割を検証すれば」ということで、アからオまで事務局で整理させていただいておりますが、ア)のところ、あるいはイ)のところについての担い手というのは、私どもは認定農業者制度なり生産法人制度、場合によれば新規就農者といったものがあるかと思っておりますが、そういった農業として農業経営で所得を上げていくといったような方への農地の集積の加速化ということがまず基本だというふうに思っております。

ただ、いまありましたような棚田とか何か、いろいろな地域での農地の保全、あるいは多面的利活用の推進といったことも現場ではいろいろと必要になってくると思っておりますが、それは例えばオ)といったようなところで出てくるかと思っておりますが、本来のわれわれが今後整理すべき担い手というのは先ほど申し上げましたようなものが基本になるのではなかろうかと思っております。

八木座長 よろしいですか。

宮崎委員 実際にそういう中核的な、特に若手あるいは中堅の担い手農家が今後各地域に生まれ、農地が集積されていくかということ、それほどは現実的には期待できないと思

うんです。それを農業委員会の今後の大きな役割とした場合には、農業委員会の活動自体が積極的なものに、あるいは取り組み自体が大きくなっていく可能性は少ないと思うんです。農業委員会の見直しに必ずしもつながっていかない、従来と同じような内容になっていくのではないかと感じます。

八木座長 いまのご意見はそれぞれの地域によってかなり課題が異なるということも含めてのご発言ですね。飛田委員、どうぞ。

飛田委員 本日はちょっと所用で遅くなりまして失礼いたしました。いまの宮崎委員のご発言に関連してなんですが、さまざまな形態が取られていることは承知しておりますけれども、わが国の高齢化ということを一視野に入れていった場合に、委員自体の高齢化という問題とはちょっと区別しまして、就農者の高齢化ということですが、私どもがだんだん年齢を重ねていく過程で、健康で、自分たちの身の回りのことをすることができるということが一つの加齢に伴う健康維持ということがとても重要な要素となってきたのではないかと感じます、社会的に。そういう意味におきましては、リタイアした後、農業に従事される方があるということは頼もしいですし、また、そうでなくても、中年のときから次の進路として生産活動にという方があってもよろしいと思いますし、多様な担い手が存在するという事は、わが国のいまの状況から考えますと大変重要じゃないかというように考えております。

一つ思い出すことがあるんですが、それは食の安全などについて関心の高い方のお話を伺ってありましたら、その方が地方にお話をするようにということで招かれたんですけども、行ってみたら、田園地帯なのに、そのところの奥さんたちがみんな多忙でコンビニのおにぎりも買っているという話だったということをお聞かせください。

それで、私もその話を伺ってびっくりしたんですが、それは女性が農業に従事するという事を一つあらわしているとも言えますし、消費生活が変化しておりますから、食生活も外部化が進んできているという状況をあらわしている現象でもあると思いましたが、そういう純農村地域における社会的な変化ということなども考え合わせていきますと、これから女性の労働力も大変重要だと思いますし、また、多様な労働力の確保ということを念頭に置いていきませんと、自給率の問題もなかなかいい方向には向かわないんじゃないかという気がしております。以上です。

八木座長 ほかにございますでしょうか。中村委員、どうぞ。

中村委員 いま宮崎委員からご指摘になった点で、特に担い手問題は農業委員会のあり方と同時に地域農業の問題だと思いますので、こちら辺は十分に議論していただければと思います。私どもはいままで歴史的には昭和32年から農業の合理化問題に取り組んで参りましたが、特に多様な担い手、これはまさに生産の担い手をどう捉えるかではありますが、従来は本当に農業をやる人、専門的にやる人でしたが、今こういう時期になってきますと、例えば市民農園や棚田の維持では、農地をみんなで守っていくことになってきます。これも地域の経営主体というか、そういった人が日本農業を支え、地域を支えていくことになるのだろうという考えの下に生まれてきています。これはこれからの農業委員会のあり方にも関連しますので、特にいわゆる経営主体、担い手を育てていく場合に重要なことは、やっぱり指導機関としての中立性というものがあると思うんです。そこは農業委員会は中立性を持っているということでもいままでも対応してきた

し、今後もそこは一つの重要な役割ではないのかなと。それがないと農地は守れないし、基本計画の470万haもそれなくして守れないのだろうと思いますので、ここはひとつきちっとご議論をいただいでおくべきだろうと思います。

八木座長 西川委員、どうぞ。

西川委員 私はちょっと考え方が異なるんですけども、担い手のお話ですけども、やはり平場の地域では日本農業の足腰の強い農業というような立場からすると、大宗を占める地域では担い手を当然育成する施策を農林省が出されるということは当然のことだと思っんです。いまいろいろおっしゃっておられます多様な担い手というのはあります。小さな農家で異種的なものに挑戦したり、研究したり、そういうものがまた爆発して大きくなるかもわかりませんし、それはそれでいいと思っんですけども、それは国政の方向性という話じゃなしに、自主的な担い手であるべきであって、大宗はやはり農地の流動化なり集積なり、それがいわゆる米の値段のコストの低減とか、そういう問題を論ずるべきであって、農業委員会そのものの必置につきましては、農地そのものを守るという基本的な考え方で、ここに書いておりますように、地域固有の課題に絞り込むという話は妥当だと私は考えます。

長委員 私ども都市化の中での農業地帯というのは、いま国も進めておられます集落営農といいますか、その点につきまして、やはり都市の美観と農業をその地域で、これからお年寄りと女性の方の農業が中心になってくると思っんですけども、そうした中で集落営農を育成するという点について、大規模化は当然のことでございますけれども、やはりその地域はその地域としての特性を生かした農業のやり方というのがあるんじゃないかと思っわけです。そうした中で、だれがまとめるかということになりますと、これから行政とJA、農業委員会が集落営農の世話あたりをやるんじゃないかというふうに思っわけです。そういう意味から、集落営農という国の施策の中でも今後どういうふうに取り組んでいくか。私は当然この集落営農というのは進めていかなきゃならんんじゃないかと思っわけです。

佐藤委員 いままで話をしてきたことに尽きるんですけども、きょうの資料を見せていただきまして、農業委員会と行政の農政部局の重複している面がだいぶ見られるという中で、以前も言いましたが、認定農業者の認定がある。認定農業者を育成することで補助金を出す側が行政で、片方で認定するのも行政となると、補助金をいただきに行ってあなた認定農業者になりなさいよと言われる形である。それは違うのではないかと思っている。認定は農業委員会に任せて、農業委員会の方で、この農家は良く、これから十分農業ができるという判断をし、それを持って行政に「これからこの人は農業をやりますから」と伝えた方がいいのではないかなと現場で感じております。その辺をしっかりと線を引いたほうが現場のほうでは混乱しないで済むのかなと思っしております。

私が聞いた農業委員会の当初の業務は、大きな農家をつくらないという、農地法によって、例えば、私のほうでは3町歩以上はだめですよ、それを審査するのが農業委員会だったと聞いております。それがいつの間にかすっかり変わりがして、今度は大きな農家をつくりなさいよというふうになっております。この辺の意義も、最初の農業委員会に関する法律ですか、どうなったのかなという感じもしますので、もう少しそのことをしっかりとあれするように載せていただきたいと思っます。

佐野委員 資料1の3ページで(2)のところなんでございますが、私は重点化で分けるというのはちょっとおかしいのかなと思います。やはりいま地域農業を考えましたときに、前にも私、お話しさせていただきましたが、農業者のリーダーとして旗振りするのは、私たち農業委員だという意識は強く持っているつもりです。それで、いままで農業委員会が確かに農地の番人だということで、農地法に基づいた活動のみをやっていたということは全く否定できないところです。

先日、私たちのところの飯館村の農業委員会におきまして、私もいろいろ方針を方向づけさせていただきました。その中に、農業委員会、18名でありますので、ブロックといいますが、プロジェクトチームをつくろうということを私は考えまして、5つほど項目をつけまして、それは任意の活動も含めましてそんなふうに表示させていただきました。すると委員の人たちはちょっと、「また活動が増えるのかな」という意識が、確かにいいというのはわかってはいるんですけども、ちょっとごちない面が出てきたんです。

本来ならば農地法に関する業務をするべきなんだろう、そちらのほうを差しおいて任意のほうをやるというのはいかがなものかという意見が出たんです。しかし、それはいままでの農業委員会であればそれで済むことではあったけれども、これからは行動力をつけた委員会となると、そして農業者の代表となる組織としては、やはり任意の活動をしなくてはいけない。それで、これをやっていきましょうというふうに盛り込ませていただきました。やはりこれからは振り分けして、これが重点的だとか、これが必要だでは農業振興にはつながらないと思います。

私は、あとで皆さんに資料を配らせていただきたいと思います。夕べ飯館村の第5次総合計画の柱となるものを、私が委員になりましたものですから、柱となるものを示させていただきました。その中には、「マデライフ」といったら皆さんびっくりされるでしょうけれども、その「マデ」ということは私たちの地方の方言でありまして、「大切に」あるいは「丁寧に」という意味のことを盛り込んでいます。確かに昔使った方言をいま掘り起こして出したらしいんですが、それはつまり、いまのスローライフを意味しているものでございます。あとで資料を配らせていただきます。

それを見ましたときに、ああ、飯館村は、自分で、ほんとにいいところに住んでいたなと私は思いました。といいますのは、農業者も消費者も商工会も、みんなで地域を守っていく。その中には農業をしっかりと守っていくということがうたわれております。そんなところで、私は農業委員会の会長としまして、本当にこれは握りこぶしを強くして活動に展開していかなくちゃいけないなというふうに自負したところでありました。

そんなところで、長くなりましたけれども、3ページの「今後、重視・重点化すべき」というのは控えて、重点活動じゃなくて、全域に分けないで活動する必要があるのかなと私は強く感じたところでございます。

岩崎委員 ただいまのご発言、私も非常に共感を持って聞いておりました。今後、重視・重点化すべき役割ということで、どちらの役割を重視してやっていくのかを明らかにすることが必要と書いてあるのですが、これはそもそも分けられないと思うのです。農業委員会の役割というのは、農地を基本とするわけですけども、農地と当然人はくっついていくわけだし、農村生活も当然くっついてくるわけですから、これをうまいこと

仕分けをして重点化するというのは不可能なのではないかというふうに思います。

先ほどから議論があった担い手の育成に関しても、農地を集積させて大規模な担い手をつくらうという目標を設定するにしても、それは例えば水の問題とか農道の管理の問題とか、そういうことを考えると、小規模農家との話し合いや役割分担は当然欠かせないわけで、農村社会での合意形成の拠点として非常に多面的な役割を農業委員会は担っているものなんじゃないか。合意形成を図るにしても、地域での生産と生活両面を踏まえた上で多様な農家から共感を得ることが欠かせないのではないかと。それが農業委員会の今日的意義に照らしても非常に重要なところなのではなかろうかというふうに私も考えるんです。

ここに書かれてあるように、役割を重視、重点化するのではなくて、むしろ例えば実施主体というんでしょうか、担当主体というんでしょうか、そこをうまく地域の中で役割分担させていくという方向づけが必要なのではないかという気がしております。

いまの佐野委員のお話の中にも、地域ぐるみで農業振興をやるにしても、学校から商工会から、さまざまのところと連携してやっていかなくちゃいけないんだというお話がありましたように、例えばこういった取り組みをやるかと企画するのは農業委員会である。でも、それを実際に手足となって実施するのは例えば商工会と連携して、主にそちらに頑張ってもらおうとか、農協からの協力を仰ごうとか、そういう形での主体間の役割分担というのは当然あってしかるべきだし、それがないと、いっばいいいばいになってしまって、農業委員はスーパーマンではないんだから全部できないよという議論になってしまうと思うんです。

ここは、ただ単に役割を重点化するのではなくて、非常に多面的な役割を担っているからこそ、地域内の組織であるとかさまざまな関係機関との横の連携を強めることで、期待されている役割を果たしていくというふうに考えるべきなのではなかろうかと思われました。以上です。

谷口委員 多分に地域性があるということなんでしょうけれども、私はちょっといまの意見とは考え方が異なるんですけれども、たまたま時代背景というものが施策には色濃く出るべきものだなと。例えば、今回のこの論議が向こう10年なり20年なりという先までの委員会のあり方という性格で議論しているとは私は認識してないんです。

おっしゃるとおり、どちらの機能も果たしていくべきだとは思いますがけれども、私は北海道ということがあるので、なおそういう思いになるんですけれども、やっぱりいまの時代、現下の農業の状況の中で農地問題のもろもろも考え併せると、ある程度担い手をきちっと育てることが焦眉の急だというふうに私自身、認識しているわけです。

この中で、例えば農協の関係の方もいらっしゃるんで、ちょっと誤解されないようにお話をしたいと思いますけれども、北海道は農業担い手センターという、農業会議もそうですけれども、農協系統を網羅した就農相談窓口がありまして、相当数の新規参入者が活用しており、もちろん農家子弟もいますし、農外からもいます。たまたま農外の場合、経営体として認められるには2haぐらいの面積を確保するということ。これは農業委員会あたりが積極的に対応するんですけれども、きちとした取引の約定をしないと農協組織としてはなかなか認められないという現実があるわけです。

こういう場面で農業委員会あたりがその中立的な人材育成という役割をもってして、

関係機関の調整に当たるとかということ一つを考えても、やっぱりここは人を、担い手を育てるという視点を明確に農業委員会が持ついまは時代だなというふうに私自身思っているわけです。

中山間地の問題も当然おありでしょうけれども、私は北海道という立場で考えますとやっぱり時代背景は色濃く出すべきじゃないのかなと。それぞれ地域のご意見を伺いながら、そんな感じを私は持ちました。

斉田委員 いろいろな地域によって意見があると思うんですが、この間、18日でしたか、私、岩手県のほうのある地域に、農業の担い手の問題で集落営農をやりたい、ぜひ集落営農のあり方、あるいはその進め方について話をしろということで2日間行ってきたわけです。言い出したのは農業委員の皆さんなんです。積極的に地域農業振興の中心になってやっておいでになるのも農業委員なんです。この参考資料のところにもありますが、法令業務と任意業務とありますけれども、私はむしろ任意業務の中に法令業務に入れるべき筋合いのものもあるんじゃないか。逆に、法令業務としての役割はもう終わったんじゃないかというものもあるような気がするわけです。ですから、いま担い手問題、なるほど中核農家なり、あるいは認定農家があって、きちっと地域全体の農業や大切な資産を守ることができればいいんですけれども、できない場合があるんです。

例えば、私の町は隣りが金沢市なんです、山一つ越えますと福光なんです。山を越えるときに、県営の事業で農用地開発をしました南蟹谷という地区がありますが、金沢市との境に「蘇る南蟹谷」とイラスト入りの地域紹介の看板を立てました。ところがだれがやったか、スプレーで女へんに家ですよ。帰ってしまう。「嫁帰る」になってしまったんです。一晩の間に。おかしいやら、情けないやら、そういう地域があるんです。例えば、農機具を分解して背中に担いで谷間へおりて、谷間で組み立てて作業をして、また分解して上がるというような、そういう地域がたくさんあるんですよ。

ですから、いま西川委員がおっしゃったように、平場のところでは全くそんなことは考えられないと思いますけれども、これはやっぱり集落で営農する。そこでも中心になって活躍しているのは農業委員の皆さんです。だから、これはあまり、どこまでがどうだというのは難しい問題じゃないかな。ということは、地域によって差がある。

これは仕方がないことじゃないかと思えます。以上です。

八木座長 農業委員会の今日的意義ということについて何か。

福田委員 お話を聞いていますと、国内的な話ばかりが出てくるんですね。今日的と申しますと、やはり国際化の大きな流れを踏まえないと今日的とは言えないんじゃないでしょうか。あまり私も好きではないんですけれども、競争という問題、効率という問題、再生産ということ等々を踏まえて、もちろん生活だとか教育だとか環境だとか、いろんな要素はありますけれども、大きな流れは、国際化にあると私は認識しております。

八木座長 まだご意見があろうかと思えますが、資料2の3のところの委員の構成と選出方法については、また後で出てきますので、そこで具体的にご議論いただくということにして、資料1のほうに議論を進めてよろしいでしょうか。

最初に、時計文字、と、の1、今後の農業委員会の役割のあり方について、具体的には3ページの真ん中の下ぐらい、このあたりまでのところでご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。先ほどの議論とかなりダブった議論もあるかとは思

いますが、改めてこのアンダーラインの引かれているようなところについて、ご意見等ありましたらご自由にご発言いただければと思います。

佐藤委員 ダブルだと思いますけれども、先ほどの話にもう一つ、農業の振興ということについて、農業委員会でもそこをやらねばならんか、いや、農業の振興については農政部局でやらねばならんかということが何かこんがらがっている感じがします。ですから、私の持論としては、イベントなり農政活動というのは、農業の振興についてはちゃんと農政部局のほうで、農政についてはまた農業委員会ですけれども、そこをはっきりしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。農業の振興についてはみんなで作ってもいいんですけれども、きょうの「農業委員会に関する」となれば、やっぱりそこをはっきりしたほうがいいかなと思います。

西川委員 農業で食べていけるかどうかという話なんですけれども、これが一番大きな問題であると思うんです。私も農家の息子として生まれたんですけれども、父から、農業で食べていくことは難しいので、他のほうへ就職せいといわれて、その道に足を突っ込んでるんですけれども、農業で食べられる時代がいつまで続くか。いま、認定農業者なり、私のところは平場ですので、平場の話ばかりして申しわけないんですけれども、今後とも担い手の農業者たちが安心して農業をして食べていけるかという話は残ると思うんです。米価の問題にしたって、いまの転作制度の改革の問題にしたって、何か不安が残っている日本農業だと。

いま世界の話も出ましたけれども、農業委員会として一番大きく、重点とここに書いていますけれども、農業者を保護するといいますか、支援するという立場で農業委員会というものの柱を立てておかなければならないと思うんです。先ほどとの重複になりますけれども、零細で多様な担い手はいくらもあると思います。それは飯食ってないんですから、それは関係ないと思います。日本農業を本当に維持していくということを柱に置かなければ成り立たないこと、念を押すように言いますが、そのように思います。

谷口委員 関連で、私も同じような考えを持っていますけれども、最初に申し上げたとおり、これだけの広範な業務は本当にスーパーマン的な農業委員会であれば、あるいは農業委員でなければできないというような広範な任意業務も抱えているという中で、農業委員会の仕事を絞り込みをして、あと中山間地だなんだという問題は多分に地方自治的な、地域対策的な要素が広範に含まれているので、それは地方自治行政という枠組みの中でとらえないと、農村社会というのはもちろん暮らしの現場であり、生産の現場でありということなんですけれども、それがゆえに地域対策もその中に含まれるんですけれども、何かそれを網羅してごじゃごじゃにしたこの枠組みで農業委員会の機能をとらえていくというのは、正直いって無理があるんじゃないかなというふうに実は思うわけです。

いろんなご意見がおありでしょうけれども、私はやはり農業経営の後方支援的な、あるいは側面支援的な機能をいろんな農業関係機関が重複しないように分担し合って、農業委員会は一番中立性のある、農村全体を俯瞰するみたいな立場の農業政策の推進母体みたいな、そんなとらえ方でやらないと、ちょっと無理だなというふうに思っているわけです。

宮崎委員 農山村地域というのは、国土面積の6割を占めているわけです。だから、北

海道や平場の平地とは比べようがありませんけれども、6割を面積的には占めている地域の農業政策というものは、担い手に集積して経営体をつくっていくには合わないような実情で、それは実現しようとしても無理なんですね。そこだけに集約してしまいますと、農山村地域の農業委員会の役割というものはほとんど現状維持という形になってしまいます。農業委員会の存在そのものがいま問われている議論、それをどうするかという方向づけにはならないと思うんです。農地の保全とか、日本固有の農山村社会が農業と密接にかかわっているわけです。それをどう保全して振興を図っていくか。そういうことが多様な担い手とかと関連してくるわけです。例えば阿蘇郡は、12カ町村ありまして、草地面積とかも広いんですけれども、なかなか草地の活用も図れなくなっています。水田面積は、小国町ではほぼ基盤的に整備されるのが500ha ぐらいですので、それを担い手に集約していきましたら、農家戸数は非常に少なくなりまして、集落自体が、例えば10haの集落の農地を1人の人が、1農家が経営体となってしまいますと、恐らく多様な生産活動というものにはつながらない。

単一な生産活動ならできますけれども、多様な生産活動にはつながりませんし、いまでも小国では、かけ干しの稲作とかに取り組んでいる農家がありますが、それを保存しようという動きもありますけれども、そういう従来からの日本の農村風景までなくなっていってしまう。そういうことはよくないのではないかと。そういう感じがするんです。地域固有の農業政策として、農業委員会がかかわっていくべきではないかと。

八木座長 事務局のほうからこの参考メモの後ろのほうに、法令業務、任意業務について、A3判で具体的に整理していただいております。西岡首席企画官のお話でも、例えば経営改善とか、あるいは地域振興計画とかいうところ、これはほかの団体・機関ともオーバーラップしている部分があるという指摘もありましたけれども、そういう具体的な業務でもしお考えがあれば、あわせてお触れいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

飛田委員 中立性ということともかかわってくるのかもしれないんですが、たまたま先日、ほかの資料を見たいと思って新聞を見ておりましたところ、ある県で農業委員がいるという違反行為を行っているという記事が載っておりました。一生懸命やっておられる方がいる半面、その町では農業委員2人が農地法違反を行っていたということがわかったばかりなのに、どうも乱れているらしくて、またもや議員2人が、そのうちの1人は農業委員も兼ねているんだそうなんですが、勝手なことをして、転用もせずに、そこに建設会社のコンクリートのU字溝を置かせたり、それからほかの議員は、長男が経営する養豚場の豚舎と住宅を農地に建てさせちゃったとか、そういう不祥事なんですね。

その不祥事そのものを、だれがどうこうということ、どこの地域でということが問題というよりも、私はたまたま目にしたその記事で愕然としまして、いままで私の場合には消費者の立場で、あまり皆様方の地域特性に応じたいろんな努力をしておられる様子とか、細かいところまでよくわからなくて、農業委員の姿勢というのは少なくとも自己中心的な、自分の利益をそこではかるようなものであってはならないし、議員が兼務できるということも知らなかったんです。議員さんを特に非難するつもりはないんですが、議員さんというのは大変お忙しいだろうと思いますのに、なおかつ農業委員を引き受けられてやっていたことが、その人や2~3人の場合には自分の一族の利益のためにつ

ながるような違反であったということなんですね。中立的な業務が必要だということ、それを確保するためにはどうしたらいいかという視点も、全体的な取りまとめを行う場合にはとても重要なポイントではないかと思っております。

農業委員さんが仕事をなさるその中心的なものは、ここにありますような、まずは法令業務というのが中心的な業務だろうと思うんですが、いま私たちが消費者として望むことというのは、先ほどちょっと自給率のことも触れさせていただきましたけれども、農地をできるだけ有効に利用して、新規参入したい人やさまざまな方たち、ただ自分たちの利益のために一時的にそこに入ってきて、儲からなかったらすぐにやめてしまうような人はちょっと問題ですので、ちゃんとした第三者のチェックが必要だと思いますけれども、とにかくやる気のある方が土地を十分に活用していただくということが望まれていると思うんです。

それが直接生産に結びつかなくても、農地としていつかそれがまた生かせるような形で、例えば花卉栽培するような方があってもいいのかもしれないし、基本的には安全で、安心していただけるようなものをつくっていただく。土地も枯れないような、土地自体が農薬によって汚染されたり、水がだめになることのないような、あるいはまた遺伝子組みかえのものなどが安易に導入されないような対応をして、その土地、その土地にある伝統的な食品がしっかりと守られて、日本の農業が立ち行くような方向づけというのがいま必要なんだろうと思います。

そういう意味からは、得手、不得手があって、農業委員さんの任意業務の中で、もし改良普及センターさんや、あるいはもっと経営に直接かかわっている方の指導が必要な分野は、そういう専門家に任せるということも一つの方法だろうと思いますし、また、大きな団体がいい意味でかかわるのならばいいんですけども、新規営農者に対して、自分のところを通して、自分のところで取引しないと営農できないような、もし悪い既存団体のそういう特質があるとすれば、あるいはお金を貸すということの一つの条件として営農の自由を奪うようなことがあるのであれば、そういうような団体の方の方針も少し改めていただきたいと思うんですが、とにかく農業委員さんや地域の方々の持てるマンパワー、市町村の行政の方を含めてですけれども、皆さんのマンパワーを最大限に活用する方向でないとしたらだめだと思うんです。

お互いがお互いのテリトリーを侵すような形で、遠慮し合うとか、あるいはうまくいかないで衝突が起こるといようなことも避けなければいけないと思いますし、地域特性を生かしながら佐野さんのように一生懸命やっておられる委員さんがある半面、新聞の社会面をにぎわしているような人たちも現実にいるわけですので、将来を考える場合、まずなぜそういう頹廃を生んだかということも考えなければいけないと思うんです。

それが、食べられないからそういう方向にいったのであれば、食べられる方向も考えつつやっていかなきゃいけないわけですし、その辺のところも、背に腹はかえられないからそうしたのか、あるいは、よくある特権を生かした非常に見苦しいいろんな汚職的な行為とか自己中心的な行為なのであれば、そういうようなことや兼務ができないような方向づけが必要だろうと思いますし、農業委員さんの資質そのものも、まず本来的な法令業務自体ができる人でないと困るということも実は感じております。

話が長くなりましたが、よろしくお願ひしたいと思っております。

八木座長 ほかにございますでしょうか。

岩崎委員 先程飛田委員がおっしゃった点は、選任委員を含む農業委員の資質向上を考える上で重要な指摘であって、そのためにどういう研修制度を組むかということがまた一つ大きな議論になるのかなと思いました。

先ほどから議論になっております「今日的意義」とかかわる論点なんですが、現在市町村合併という大きな流れがあるわけです。この市町村合併は、はっきりいえば住民に顔を向けた合併ではなく、あくまで自治体の財政効率であるとか事業効率が優先的に考えられた合併であるわけです。この議論の中で、市町村合併が進行するから、それにあわせて農業委員会の役割なり組織もスリム化、重点化すべきだという議論がされているのですが、私はむしろ逆なんじゃないかなという気がしております。市町村合併が進めば、これまでのように自治体が基軸となって農地管理にきめこまやかな対応をできるような余地は、非常に少なくなるわけです。

そうなってくると、まさに農地管理というのは地域に密着したきめこまやかな体制がないとできないことですから、市町村合併が進行するからこそ、農業委員会の役割はむしろこれまで以上に非常に重要になってきていて、法令業務と任意業務の両方の役割に目配りをして、今こそ農業委員会本来の活動として、農業委員をはじめとする地域の農業者が主体的にかかわっていく時代なんじゃないかなという気がするわけです。

農業委員会制度の現代的意義のところでも以前申し上げましたけれども、農家が公職選挙法に基づいて選挙した代表としての農業委員が合議制によって行政を行うというこういった手法は、いま行政と住民の関係が問われる中で、住民参加であるとか、行政と市民のパートナーシップ形成であるとか、行政との関係性の変化の重要性が指摘されていく中で、この農業委員会制度というのは非常に先駆的な「参加型」の行政手法をとっている。そういう点からもその今日的意義は高いと思われまます。

ですから、「スリム化する」という議論よりも、むしろいまこそ農業委員会の地位向上というんでしょうか、もっと地域の中で農業委員会の重要性を目に見える形にしていく。この行政委員会という組織を支えるためには、やっぱり有能な事務局機能をもたないと難しいし、地域の協力も必要だから、そのためにも地域に広くその活動の重要性が受け入れられないとならない。地域から幅広く認知されるような、地域で非常に重要な組織なんだと認知されるような意味での地位向上に向けた取り組みが必要なのではないか。そのためにはやはり農家側も公選制という制度を形骸化してしまわずに、また非常に中立的、公共的な役割を担うんだということもわきまえながら、きちんと農業委員会の存在を地域の中で確立する。そういう方向性が必要なんじゃないかなと思う。

一方的に、「スリム化する」、農業委員会の役割を小さくするという方向での議論が多かったような気がいたしますので、逆の考え方もあるのではなからうかと思いました。以上です。

中村委員 いま座長さんのほうから3ページを中心ということで、先ほど3ページの一番上の(2)につきましては、地域、地域による多様な担い手ということも含めて、それぞれそういうところで担当すべきではなからうかというご意見が多いように聞きました。それは次の(3)に評価の問題を掲げてありますけれども、都市近郊から山村まで立地条件に差があるということ、むしろ法令業務に特化してしまうと、逆に都市近

郊の場合とか山村であまり農地が多くないようなところでは評価が低くなってくる可能性があると思うんです。

しかも、皆さんがおっしゃるような、任意業務があって初めて、一体となって活動ができる。その任意業務をやるために農地法の許認可あるいは流動化の必要が出てくる、そういう関係にあると思うんです。したがって、この評価の問題もそういう点も含めて任意業務との組み合わせをしっかりとさせていただくのがいいのではないかなという気がします。

2の(1)で例示的に農業・農村振興計画の樹立というのが出されておりますけれども、これは飛田さんからご意見がありまして、私も同様でして、現場に行ってみますと、やはりこういう計画への参画、あるいは自らつくる、これを提案する、あるいは参画しているという事例もかなりありますし、それは必要だろうと思います。いま岩崎委員からもありましたけれども、特に後でも出てきますが、合併した場合に従来の市町村のやっていた農政が継続されるかどうかという問題もあって、これは合併を抱えているところの市町村はその心配をかなり強く農政上持っていますので、そういう点から見ても、これにかかわっていくべきだと思います。

それから、先ほど私も中立という性格を出しましたけれども、宮崎委員がおっしゃったように、多様な担い手があってしかるべきですし、それから福田委員がおっしゃった国際化、やはり市場経済の中で勝てる経営をつくっていくということも重要でありますので、そういう視点からこういう振興計画、これは今日的な位置づけとして、実態論からいっても重要なのかなという気がしています。同時に、農業委員会そのものもそういうことで必要ですし、農業委員さんの意識改革もしながら、自分たちはそういうものを背負っているということも含めてこれから対応していく必要があるのではなからうかなという気がしております。

八木座長 委員の方々のご意見は、あとの2のところとか3のところにもだいぐ入ってきておりますので、2の農業委員会活動の見直しの方向、4ページの(7)のところまでですが、ご意見がありましたらお願いします。情報の発信力とか、あるいは地域参加、都市交流型で政策提案・実践型、ちょっと逆にたどっていきますけれども、農政推進体制、担い手への農地集積、地域の課題に絞り込んだ重点化、こういうようなことが2の見直しの方向に書かれておりますが、この点についてご意見をいただければと思います。

長委員 先ほどからそれぞれ、担い手の問題からいろいろと出ておりますけれども、この中でも先ほどから出ておりますように、私はやはり地域によって非常に農業委員会の温度差がある。よくやっているところとやってないところ、これはやはり人の問題があると思うんですけれども、そういう中での農業委員の研修制度、先ほども言われましたように、研修制度というものをもう少し見直さなきゃならんんじゃないかと思います。

それから、これから私どもの地域におきまして、大規模農家と、それから私が申し上げました営農集団グループ、そういうような形で大きくなっていくと思うんですけれども、今後、JAの関係につきまして、きょうの「農業新聞」に出ておりましたが、農協のあり方研究会の中で大体論点整理がなされているわけですけれども、営農と経済事業と信用事業、共済事業、そういうものが分かれるというか、そういう中での農協のあり方そのものに対しまして、非常に農協そのものも力が弱くなるんじゃないかという

気も一方ではするわけです。いままで農協を支えてきたのは信用事業と共済事業が一つの大きな力になっておったわけなんです。

そういうふうな中でのこれからの方向としては、やはり市町村との対応が非常に大きくなっていくんじゃないか。米の問題、いろいろなことがあります。米の生産調整、米の19年度までですか、販売の問題も出てきておりますけれども、そういう中での農協の取り組み方。それに対する市町村ということが非常に力がなければならない。その中でバックアップするのは農業委員会じゃなかろうかと思うわけでございまして、そういう面での取り組み方を一つ考えていく。

それから、4ページにも出ておりますが、地域参加、都市交流型の農地の多面的利用の促進ということが出ていますけれども、こういう点につきまして、私どものほうではこういうふうなことの中での農業委員会の位置づけをはっきりしなきゃならん時代じゃないかと思っております。以上でございます。

八木座長 4ページまでのところでご意見ございませんでしょうか。

佐藤委員 先ほどの任意業務というところでおっしゃいましたけれども、この中で複式簿記の推進というか、指導というのが非常に大きなインパクトを与えている業務かなと感じております。私もやっておりますけれども、それをやりながら考えることは、農業委員会組織でやっている指導というのは個別指導が多いです。町となりますと、どうしても個人の農家の指導はできないというよりも、みんな広く見るものですから、集落なり共同なりと。そこに一線があるのかなと。農家として育てるというのは、間違いなく個別指導を受けまして、きちっと簿記をつけて、それでいろんな情報を得ている農家だと私は思いますので、この業務は特に任意業務の中でも大切な業務だと思います。

岩崎委員 3ページの2の農業委員会活動の見直しの方向の(2)なんですけれども、これも先ほど来からの担い手の議論とかかわるんですが、「地域農業の担い手への農地集積に特に焦点を当てることが重要であり、その具体的な活動の強化を最優先の目標とすることが重要」と書かれているんですが、先ほどからありますように、このあたりは地域の特性によって大きく異なるわけです。担い手像も全く異なるわけですから、「最優先」の目標と言い切ってしまうのかどうかということが疑問です。むしろここは地域独自の固有の課題に対して、地域が主体的に選択していくという方向性のほうがいいような気がするのですが、このあたりはいかがでしょうか。

八木座長 西川委員、どうぞ。

西川委員 他の地区はどうかわかりませんが、農業に関心のない人が増加しているんです、いま。ここで話をお聞きしていると、農業に関心の深い人ばかりという感じがするんです。地域で私たちは仕事をさせていただいておりますと、どんどん農業に関心のない人が増えてきております。集落の総会とかあるんですが、農業の関係役員さんも選挙とか、選任することがあります。なかなかその役員さんをしていただく人がだんだん減少していっていることは事実でございます。そして村総出の道普請とか川掃除とか、そういうものも弱体化といいますか、人が少なくてできない。所有者も出てきていただかなければできないというようなこともあります。

そういうことを考えますと、いまは兼業農家がかなりの割合で存在していますけれども、その兼業農家の人があつて、担い手があつて、集落営農があつて成り立っているわ

けです。そういうふうないろんな担い手、さっきから出ていますけれども、いろんな担い手を排除するという話ではないわけで、いていただかなければならないんですけども、その方々のそれぞれの立場に立った、負担の問題とか、あるいは意見の調整、そういうふうな役割を農業委員さんがリーダーシップを取っていただくということが農業委員さんとしては重要ではないかというふうに思います。

もう一つは、農業をされていない方々も存在するわけでございまして、そういうことについては環境面とか、さっきも多面的機能の発揮という話が出ましたように、生活というものに視点を置いた取り組み、そういうものをPRして地域住民の意識を高揚させたり、意識改革をするような取り組みを推進していく。農業委員会の役割は、いまの法令業務以外の農地というものの保持・継承というものに視点を当てた取り組み、そういうものが重要ではないかと思います。

宮崎委員 各地域の農業委員会に温度差があるというのは、きょうの資料の2で農業委員会の主要業務ということで法令業務、任意業務が掲げてありますけれども、法令業務、任意業務の中でどういう役割が農業委員会に課せられているかということとをきちっと位置づけることが大事で、いま積極的に農業委員会が活動しているというのは、あまり法令業務、任意業務にとらわれなくて、農業政策なり、その地域の農業を考えて活動しているところが非常に活発に活動している。この法令業務、任意業務にとらわれずと、農業委員会はこれだけの役割をしておけばいいんだという認識になっていってしまうんですね。だから、今回、農業委員会のあり方を検討する中においては、農業委員会の今後の活動というものの目標が設定されるということになってくると思うんです。重点化ということにこだわっているのもそういう理由でありますし、そこらあたりを十分考えていただきたいと思います。

飛田委員 任意業務の中にあります新規就農等を含めての農地相談というのが書かれておりますけれども、この農地相談については、ほかの農村現場における農業関係機関・団体の主な役割と主要業務についてというところを拝見しておりますと、農地相談という項目はほかにはないようにお見受けするわけなんですけど、この相談業務というのがとても重要ではないかと思います。それは法令業務ともかかわる問題でもありますし、いろいろ活発に活動を行える任意業務のその他のことともかかわりが深いもので、農地相談のこのところでどういうことを受けとめて、そこで方向づけをして、ここでやったほうがいいということ、農業委員会独自のプランでやっていったほうがいいことはここで言うし、そうでないものは振り分ける。そういう役割分担の方向を決めることもこの農地相談の中に広い意味で含められるといいのではないかという気が実はいたしております。

相談業務というのは、農業の分野では特にこれから先大切です。例えば、いま生産物の履歴をどのように記録していくかということがいわれておりますが、トレーサビリティなんていう言葉でいわれますと、なかなかなじみのない表現ですが、農業日誌、生産日誌なんかをつけていらっしゃる方も多いとお聞きしますし、農薬をどういうふうに散布したとか、さまざまな記録をつけておられる方が現在もあるとお聞きしておりますけれども、そういうような農地の保全などにもかかわる日誌のつけ方なども含めて、いただければと思います。それはこちらの農業改良普及センターさんで適正使用とか安心に

かかわる支援とかいうのがありますから、こちらのほうのお仕事にもかかわってくるのかもしれないんです。ともすると、どのようにいいものをつくるかということに視点が置かれて、見栄えのいいものとか、売れるものをつくるという方向に話が行きがちな面もあるような気がいたしますので。

薬剤の散布や生育の記録をつけていくということは、安全な生産物とも大変かかわりますが、農地そのものの保全ということとも大変密接につながってきていることだと思いますので、この農地相談などの中に記録のつけ方なども含め、それから相談業務の中でほかに振り分けられるものは振り分けていくというようなことも入れて、このあたりをやや任意業務の中では重点項目にさせていただく方法もあるんじゃないかという気がしております。

長委員 一つ大規模化というか、経営規模の大きな平地の地域、例えば北海道あたりの面積を上げようということと、私どものような都市化の地域と、農業委員の業務というのもそれぞれ異なってくると思うんです。そういう意味からの農業委員会の業務についての取り組み方、その辺、1本に持っていくとなかなか難しいと思うんですが、2つのタイプの仕事の仕組みがあると思うんです。そういう面での取り組み方をしなきゃならんんじゃないかと思うわけです。

先ほどもありましたけれども、4ページの5番の地域参加・都市交流型の活動ということが出ておるわけですが、そういう形で多面的な取り組み方をやっていく農業委員会。その中においては、これから小規模地域における農業委員の数の問題、そこいらの見直しもそういうところにおいては取り組んでいくということも検討しなきゃならんと思ひまして、2つのタイプがあろうと思いますから、そういう面での事業のあり方を提案すべきじゃないかと思っております。そうじゃないと、大きなほうと私どもの地域のような都市化のところと、これは全国的にも都市化のところと大規模化のところと大きな違いがあろうと思いますから、そういう面での一つの方向づけをしなきゃならんと思うわけでございます。

谷口委員 この議論を聞いていますと、地域、地域のバージョンをつくらないといろしくくないなという感じになってきたんですけれども、私はどうしてもここにこだわりたいんですけど、実は相当な危機感があるわけです。先ほど福田委員のほうからご発言がありました現下の日本の農業が抱える構造的な問題、特に3ページの(2)のここにこだわらるんですけれども、決して岩崎委員をライバル視しているわけではないので、誤解しないでください。

わかりやすく言いますと、日本のいままでの農業というのは、例えばプロ野球に例えれば、1イニングか2イニングのショートリリーフの経営体を育成する。要するに、あまりあちこち目配りしすぎて先発・完投型の経営体を育てなかったということが一番問題だと思うんです。それで多様性が地域社会の力だということはよくわかりますが、やっぱり先発・完投型のエースがいて、ショートリリーフがあり、最後の火消し役がいる。

いまの議論を聞いていますと、地域性はもちろんあると思うんですけれども、いままでの農業政策の延長線上の議論と大して変わらない。今まで全方位を目配りするような農政の中で、果たして地域を牽引するような経営体が生まれたかどうかということまで検証しますと、委員会の活動の方向性としては、私はぜひ担い手に農地集積云々とある

この文言は方向性として必要だなと。

ただ、長さんもおっしゃいましたように、地域の多様性というものを認めるという、異質なものを認めるということが苦手だった農村社会の変化を文言の中できちっと取り上げるといことで、あとは地域、地域の委員会の活動の重点の置き方は地域背景を勘案すればいいというふうに私は思うんです。基本的には農業委員会の役割かどうかはともかく、地域の振興計画というものが明確になって、エースもいるショートリリーフもい、火消しも存在するという、そこだと思えます。そんなことを考えますので、私はここにはこだわりたいと思えます。

八木座長 4ページの(6)で情報の受発信、ここでは地区担当制の導入とか、関係情報の共有という話もありますし、(7)の事業評価あるいは外部評価の推進、こういうことも書かれておりますが、このあたりで何かご意見がございましたらご発言下さい。よろしいですか。

また後でご発言いただいても結構ですが、時間も過ぎてきておりますので、その次の3の農業委員会組織の見直しの方向についてご意見をいただければと思います。あるいは全般的なご意見でも構いません。

佐野委員 私は、普及事業検討委員をさせていただいております、普及事業もスリム化ということで、農業者がいま少なくなっている、普及委員さんも少なくしたらどうかという話になっているわけです。そうなりますと、やはり重点活動としまして担い手の支援活動をするということで、どうも地域農業のほうは少し、しないわけではないですけども、重点は置かない、そういう方向になっているところであります。

そうなりますと、民間へという意向があるんですが、ところで民間となりますと一番大きいのがJAだと思います。JAでは農業振興をやっていけるかとなりますと、ここに書いてありますように、なかなかJAではそんなに何もかもはできないだろう。そうなりますと行政。行政はもちろん考えますけれども、民間側から考えれば、やはり農業委員会がこれは必要なだろうと思います。そうすると、何もかもじゃないかというふうに思われるかもわかりませんが、もし定数が削減されれば、その辺で活動はいかなものかなと考えたりもします。

長委員 5ページの小規模農業委員会の廃止も含めた設置の見直しの推進ということが出ていますけれども、選挙によります定数、下限が10名ということになっておるわけでございますけれども、これについては農地面積の非常に少ない農業委員会においては、この10名以下ということについて、その辺を一つ検討すべきじゃないか。市町村によつての差があると思いますけれども、私どもの地域でもその意見が出ておりますので、10名以下と10名以上ということになっておりますが、その辺はひとつ廃止ということじゃなくて、人数を減らすということについて1項目入れていただければと思っております。この間から地域においての意見を聞いてみますと、そのような意見が出ておりますので、廃止ということについては問題がありますが、これを減らすということについてご提案しておきたいと思えます。

八木座長 6ページの(6)の委員定数の見直しのところで、アンダーラインを引いて小規模農業委員会における法定定数下限の引下げとありますが、事務局から何かありましたらお願いします。

西岡首席企画官 それは例示ということでして、小規模の農業委員会の廃止も含めた設置の見直しの推進といいますのは、選挙委員数が下限以下しかない農業委員会は「置くことができる」ということで、廃止すると言っているわけではありません。ご承知のように、そんなに多くはありませんが現実的に廃止したところもございますが、一つは、法令業務が非常に少ないとか、先ほど言いましたように、農業者が30名しかないようなところに従来どおりの農業委員会が本当に必要なかどうかという観点での見直しを求めるということ。そういう現実的な、3千幾つかありますので、そういう場合にはまずこの措置はあくまでも、農業委員を置く必要があるかどうかということをおある意味では地域に検討していただきたいということ。これは今回というよりも、従来から地域、地域で考えて下さいということは言っています。

もう一つは小規模とリンクせずに地域を拡げて定数を下げていくという論点があります。現実的に市町村議会議員数と農業委員数が実態上ほぼ拮抗していてよく例に出されるのですが、地方自治法の規定上はかなり細かく市町村人口により議員定数が定められているのですが、市町村条例によりその規定にかかわらずその定数以下に削減できるようになっています。例えば農業委員数についてもそういった形にするという一番ドラステックな考え方がありますし、一方で小規模にリンクしたところをもっと弾力化する方法も考えられないかということ。ただ、今ここで結論を出してくださいということではありません。

八木座長 宮崎委員、どうぞ。

宮崎委員 農業委員会の必置制かどうかというのは、延々と議論いたしました農業委員会の今後の役割と大きくかかわってくると思うんです。私は、これからの農業委員会というのは、市町村合併も含めて、あるいはWTOで日本が主張しておりますのは、経済的な農業経営体からの主張ではありませんで、食料の国内での自給率とか、あるいはまた環境問題と農業との関連性とか、そういうことを日本の国は主張しているわけですし、またそういう考え方が基本的に大事だと思っているんです。農業委員会が、そういうWTOで主張しているような農業政策にかかわっていくとすれば、やはり必置制ということが求められると思います。

斉田委員 集落営農をどんどん進めていますけれども、集落営農だけでやり切れんという状況が生まれてきています。1町1農場をいま考えています。いわば、農地の一括管理をやるということで、優良農地を維持・確保しながら経営の向上をめざそうということなんですが、そうした場合に、1町1農場、農地の一括管理をやるんなら農業委員はいらんのじゃないかというような見方もできるわけ。うちの組合長が有識者でいわゆる学識経験推薦委員になっているわけですけども、このことについて私は、彼とはいつも意見交換をしているんです。でも、むしろ1町1農場なり、農地の一括管理をやるのはだれなのかということであれば、農協は推進者として運動は展開しますが、その進捗状況のチェック或いは法的指導は農業委員の皆さんにそれをゆだねる必要があるということをおいま議論をしている最中なんです。

ですから、私は農業委員というのは当然のことながら法を守っていかなきゃならんわけですから、その部分はきちっとやっていただく。それに任意のいろんな活動をやっておられるわけですから、最低限クリアしなきゃならん問題についてはクリアしてもらおう。

そして私は公開制が必要じゃないかと思います。ただし、個人の情報でありますとか、守るべき秘密は絶対守るべきですけども、そうでない、活動の中身がきちっと公開されれば、農業委員が何をしとるとかという問題は相当解消されるんじゃないかなと思うので、特に私のように1町1農場、農地の一括管理を模索する者から言えば、そういうことをきちっとやっていくべきだなというふうに考えます。

西川委員 私は土地改良の人間なんですけれども、土地改良事業をやりますと、いわゆる圃場整備事業と、土地改良総合整備事業というのがあったんですけども、新年度から経営体育成基盤整備事業に統括されることと聞いているんです。圃場整備事業をやりますと、所有権と利用権の問題がありまして、換地は所有権でやる。利用権はその上で二段構造で農地集積を図るといような活性化計画を立てて、営農ありき、営農があってこそ圃場整備事業というものを展開しているわけです。

そこにおいて、土地改良区は圃場整備事業によって担い手の農地集積をどんどん図っていきますけれども、所有権との関係でなかなかうまくいかないんです。これらを農業委員さんと土地改良事業というものを関与させ、うまく流動化なり土地利用ができる調整の仕組みを措置する。農業委員会に土地改良区の理事とか理事長をとという話は別ですけども、そういう仕組みはどうかと。かえってそうしたら余計話がややこしくなるからやめたほうがいいのか、ちょっと疑問を持つんですけども、一つの提案としては、よりよい形を生むならば、そういう形も考えられるのではないかというふうに思いますことが一つ。

地区担当制という話がありましたけれども、農業委員会が広域的になってまいりますと届かないという話がありますので、やっぱり少なくとも1集落に農業委員の地区担当責任者を設置して、コミュニケーションのできる組織づくりというものはしていただくほうがいいんじゃないかと思います。

佐藤委員 7ページの公選制のあり方を検討ということで入っていますけれども、検討するということは、行政用語では「やらない」というふうにいままで聞いておりまして、随分検討する、検討するというのがあるんですけども、ここにも入っていましたので、この内容というのは上の「市町村に委員選任方法等を」ということで、いわば任命制もということかなと理解しておりますけれども、私は任命制のほうにいままで賛成して、「そのほうがいいよ」と言ってきたんですけども、そうすると定年制の導入という議論をしていますけれども、これはいらなくなると思います。それから委員の資質向上という項目もいらなくなると思います。定数の見直しもそこでやれると思いますので、ちょっと出発点が違いますけれども、そういう方向も考えるべきだと思います。

飛田委員 いまの佐藤委員のご発言とかみ合うかどうかわからないんですが、定年制はいらないとおっしゃられましたんですが、私どもNPOの立場から考えますと、いずれも国の予算を伴う形で、それほど多額ではないにしても支払われるもので、いま見直しが各方面で行われております折から、一定の年齢になられた方はそれこそボランティアで、いままでのいろいろ蓄積を持っておられると思いますから、そういう立場でご指導いただくということでいいんじゃないかと思うんです。やっぱり定年制というものを設けませんと、人間、お元気な方とそうでない方とありますが、いつまでもいつまでも、あのえらい方に引導を渡すということはだれもできない。猫の首に鈴をつけることはで

きないということになりまして、いらっしゃる方もおいでになると思うんです。

それは、役割を果たしていただけるかもしれませんが、やはり皆さん、後に続く方たちが活躍できる場、次の人たちを指導して育成していくという必要もあると思いますから、そういう意味でははっきりと導入を決めておかないと、「制度ですから」と言わないと問題が解決しない場合も多々あるんじゃないかという気が実はしております。

公選制かどうかということに関しては、地域の実情というのをよくわからないままに発言するということは控えたいと思っておりますが、いずれにしても当選した人が当選のお祝いのお返しを考えなきゃならない悩みがあるとかというようなお話を伺いますと、これは何らかの形で見直さざるを得ないだろうと思います。やはり実務をやっていただくので、名誉職とお考えいただけますと、大変私どもは困ると思っております。公選制で当選された方、任命制で推薦された方、いずれにしましても専門職ではなく名誉職だと思われては困りますので、公選制の方がその傾向が非常に強いということから、やめておいたほうがいいのか、ちょっとそのあたりは判断しかねるのですが。

いずれもそういう視点でとらえていって、やはりこの際、スリム化をとしたいと思います。一般的に言って、やはり農業は保護されなければならない分野だと私は思っておりますから、そういう意味では農業に国の予算がたくさん使われていくということに反対するものではないんですが、いままでよくいわれているところは、どうもお金が効率的に使われていないということがありまして、地域の方の自由な裁量にゆだねたほうが効率的に利用されるよさもあるんじゃないかということなんです。よくそういうことを耳にいたしますので、何でもかんでもスリム化すればいいかどうかということは私も考えなければいけないと思いますけれども、農業予算が大変肥大化しているという点や、いまの日本の経済社会情勢を考えますと、人数の問題でも地域的に見直しを行って行って、10人の線なども見直していく必要があるんじゃないかということでございます。

佐藤委員 ちょっと誤解されていたようなので。私は定年制導入云々じゃなくて、任命制にするとその議論はいらなくなるんじゃないかという話をしたんです。任命するほうでやればいいわけですから、そういうお話を申し上げました。定年制については、いまの高齢化社会の一つの現象かな。だから、農業だけじゃなくて、あらゆる面で起こっております。定年制を導入すればいいのか、しないでいいのか。政治家もいつもやっているようなので、ずっとずっと続く問題だと思っておりますが、そういうことです。

福田委員 根本的に農業というものを生産主体に考えていらっしゃるような気がします。いま農業で経営が成り立つには、この委員の中にもサイボクさんがおられるように、生産プラス加工プラス販売プラスサービスの考え、行動が必要です。事実、高収益を上げている農業形態を私もいろいろ見せていただいておりますが、みなそういう形であり、生産オンリーではなかなか収益や付加価値が上がらないのです。

それで、農業をそういうふうに拡大解釈する方向へもっていくとすると、農業委員会が果たして経営の改善だとか、改革だとかの指導、助言ができるのかどうか、私は疑問を持っています。むしろ、このような業務は集約とか、整理・統合して、どこかの機関に一括というか、集中的にやらないと、とてもじゃないが、農業センター、あるいは農業委員会、市町村、農協がばらばらでやっていたんでは、じゃあどの言うことを聞いたらいいのかと、農業者が迷うのも無理はないと私は思います。

儲かる農業経営、夢があり、希望のもてる農業経営を目指すには、指導機関のある程度思い切った整理・統合が必要で、変化が激しい時代だけに農業委員会での担い手の養成とか指導とか教育は無理じゃないかと思っています。とすると、農地のほうに重点をおく、一方農業経営に関しては強力な指導機関づくりの方向へもっていかれることを提言いたします。

八木座長 7ページの最後のところに財政基盤のあり方という項目がありまして、交付金についてここで案が記述されていますけれども、それも含めて、全般的なことで結構ですからご発言いただきたいと思います。

中村委員 いま福田委員からご指摘のあった点、そうだと思いますけれども、いわゆる農業委員会と、それから農業会議、会議所、ここはどちらかというところと経営指導みたいなことをやっています、農業委員会という場所と系統性も含めてその辺の整理をしていただいたらどうかと思います。

それから、5ページの必置基準面積の問題につきましても、こういう議論は前々からあるわけですが、先ほど来ご議論されているように、法令業務以外の問題が、むしろ任意業務とセットで、そちらにかなりウエートもあるのではないかというご議論がありますので、法令業務の量あるいは面積の問題があるかと思いますが、市町村で選択できるようなものに、仮に引き上げるにしても、そういうことを考えていただかないといかんのかなという気がしてまして、単なる法令業務だけで判断するのはいかなものかなという気がします。

ついでに市町村合併につきましても、初めの会議のときから申し上げていますように、先ほども申し上げましたけれども、ここで複数設置の問題等も議論すべきだということがありますが、やはりここでご検討いただかないと、本当の地域の意見が出てこなくなってしまうのではないかと。これはさいたま市の例でもあったとおりでございますので、そんな方向でやっていきたいということでもあります。

それから、最後の財政問題につきましても、いわゆる公正・公平ということが法令業務をやる原因になりますので、基本的には交付金制度は堅持をしてもらいたい。そうしないと、公正・公平が市町村の財政によって左右されるのでは困るということで、それは堅持してもらいたいということ。

それからさっき飛田委員さんから新聞の件の問題が出て、これはむしろ農業委員会の、ここでいうと6ページの(7)になるのかもわかりませんが、確かに6万人もいますので、年に何回か新聞ざたになるようなことがあります、われわれも聞いてみますと、選挙委員じゃない、議会の推薦とかそういうところで問題が起こりやすいという傾向があるのかなというふうに理解しておりますので、このあたりは議会を含めた選任委員の推薦の仕方のご検討いただいたらどうか。もっとほかからも入れるというような議論もありますので、そういうところで解決がある意味でできるのかなという気がしますので、ご検討いただいたらどうかと思います。

佐藤委員 7ページの一番最後で財政基盤というのは一番大切なことかと思っておりますけれども、交付金を維持して、その下では配分基準の見直し等を図って、その下に自ら企画立案し、各種事業を活用しながら必要財源の確保とあるんですけれども、どういう方法でこの必要財源を確保すればいいのかなというのが見えてこない、この裏がありま

したらちょっと教えてもらいたいんですが。普通の事業体ならいいけれども。

西岡首席企画官 例示といたしますのは、基本的には、例えば今回、15年度予算でも措置していますけれども、特に任意業務については、事業を実施するところに国の補助金なりが出るようになっていきます。農業委員会の交付金はあくまでも法令業務をやっていたく農業委員の手当等、必要最小限の設置経費、職員人件費だけに限定されています。そういう意味では、任意業務にかかわるコストは交付金には含まれておりません。

それはかなり地域性もありますので、そこで考えられるものとするれば、国なり県なりの補助事業や、市町村単独事業もそうですが、いまは黙っていて農業委員会向けの予算なり補助事業が仕組まれるという時代では基本的になくなっていきますので、ある一定の要件で出したものに、ある意味では農業委員会が主体的に、まさに各委員がおっしゃられている主体的な活動として、ある程度そういう事業なり政策で集積とか、例えば経営改善とか、具体的な政策要請にかかわるものに、各農業委員会がまさに立案して事業計画を立てて、そうすると国なり県なり市町村なりが例えば予算の2分の1を出してくる。確かに残りの2分の1は市町村財政から手当てしなきゃいけないんですけども、そういう形で動いていかなければいけないのではないかと。

ですから、交付金は必要最小限コストという形で、既にいまも進んでおりますので、例えばそういうものを交付金で全部面倒を見るとかいうものでは到底あり得ないものですから、よく国から補助金とかそういう形をおっしゃられるんですけども、具体的な財源がどこかからぱっと出てくるというよりは、それは農業委員会がまさに主体的に活動するんであれば、姿勢の問題として、むしろそれ以外の財源をまさに農業委員会が独自に手当てする、もしくは市町村に提言するというような形、そういう形での確保が必要じゃないかという提起なんですけれども。

佐藤委員 いまいちこの事業が見えてこないんですけども、要するに任意業務で何か主体を持って事業を行った農業委員会に、市町村とか一緒にやった団体とか、それから一緒に参加した参加者とか、そういう財源を確保してくださいということなんです。何にもやらなきゃ運用はできませんよということなのか。

西岡首席企画官 ここは、各種事業というのは例えば国の事業とか県の事業とかを活用しながらというのは、その事業には通常は必ず国とか県の補助事業なりが仕組まれていますので、そういうものをみずから引っ張ってきて実質上活動していくべきじゃないかという趣旨でして、具体的な新しい事業とか、そういう部分を個別具体名を提起しているという趣旨ではございません。

八木座長 ほかに特にないようでしたら、そろそろ予定の時間がまいりましたので、本日の議論はこの辺で終了させていただいてよろしいでしょうか。最後に今後のスケジュール等について、事務局のほうから何か連絡がありましたらお願いします。

西岡首席企画官 本日は、長時間にわたりましてどうもありがとうございました。次回の会合ですけれども、きょう相当いろいろ幅広くご意見をいただきましたので、それも踏まえて、報告書の素案なりたたき台を用意させていただいて、それについてご審議をいただければというふうに考えております。具体的には事前に委員の方々の日程をお伺いして、3月の24日(月曜日)の午後2時を考えたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

八木座長 よろしいでしょうか。岩崎委員。

岩崎委員 そのことに当たってちょっと要望なんです、できれば事前に報告書のたたき台を郵送していただければ、目を通して頂くことができますので、お願いできればと思います。

西岡首席企画官 今回も本当は事前にお送りしなければいけないかなと思っていたんですが、なかなか準備に時間が掛かり、申しわけありませんでした。できるだけ事前にお送りできるようにしたいと思っております。

八木座長 ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、これをもちまして第4回農業委員会に関する懇談会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。